

## 個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

### (秘密保持義務)

- 1 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

### (再委託の禁止)

- 2 乙は、この契約による業務を、第三者に再委託してはならない。

### (目的外使用の禁止)

- 3 乙は、個人情報を委託業務の目的以外に使用してはならない。

### (外部提供の禁止)

- 4 乙は、個人情報を第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

- 5 乙は、個人情報の全部または一部を甲の許可なく複写し、または複製してはならない。

### (引渡し)

- 6 個人情報の引渡しは、甲が指定した職員が、指定した日時、場所において行い、乙は、個人情報の預かり証を甲に提出しなければならない。

### (保管及び管理)

- 7 乙は、個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

### (返還)

- 8 この契約による業務を終了したとき、または甲が個人情報の提出を請求したときは、乙は、その所有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

### (立入検査及び調査)

- 9 甲は、個人情報の管理状況について随時に立入検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

### (事故の報告)

- 10 乙は、事故が生じたときには直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

### (損害賠償)

- 11 乙が第1項から前項までの義務に違反し、または怠ったことにより、甲が損害を被った場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

## 社会福祉法人北区社会福祉協議会における契約に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である社会福祉法人北区社会福祉協議会をいう。
- (2) 乙 社会福祉法人北区社会福祉協議会との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの。
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 不当要求行為等
  - ア 暴力行為、脅迫行為またはこれらに類する行為
  - イ 威圧的または乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
  - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
  - エ 正当な権利行使を仮装し、または社会的常識を逸脱した手段により金銭または権利を不当に要求する行為
  - オ 前各号に掲げるもののほか、執務現場の秩序の維持、安全確保または業務の実施に支障を生じさせるもの
- (6) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記または届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するまたは解除することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (2) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を与え、または便宜を供与するなど、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
  - (3) 法人の役員若しくは使用人が事者、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力または暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
  - (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。
- 2 乙が前各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かに関わらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者または構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与または介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換または捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を順守しなければならない。

(1) 本件契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) 下請け業者または工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者等に指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

(3) この契約に関して乙の下請業者または工事関係業者がある場合、乙は、下請契約との締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により乙が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。

2 乙が前項の報告、届出等を怠ったときは、甲は状況に応じて契約解除、入札参加除外措置または違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者または工事関係業者が報告を怠った場合も同様とする。

3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

--- 以下余白 ---